

令和6年度安全性評価事業(Gマーク制度)普及促進助成金交付要綱

公益社団法人北海道トラック協会
適正化事業部

(事業趣旨)

第1条 北海道トラック協会（以下「北ト協」という。）は、全日本トラック協会が安全性を評価し認定する安全性優良事業所（以下「Gマーク事業所」という。）に対し、本要綱第2条に掲げる助成事業（以下「北ト協助成事業」という。）と連携し、Gマークの新規取得及び更新の意欲向上を図るため、インセンティブとして助成金を交付する。

(対象の助成事業)

第2条 以下の北ト協助成事業とする。

- 一 「安全装置等導入促進助成金」
- 二 「グリーン経営認証制度促進助成金」
- 三 「自動点呼機器導入促進助成金」

(交付対象)

第3条 交付対象者及び対象車両並びに対象機器等は申請しようとする北ト協助成事業の交付要件を満たすもので、機器等の配置及び認証事業所が申請日においてGマーク事業所であるものとする。
2 交付が認められた北ト協助成事業の申請を本事業の助成対象とし、原則として同時の申請のみとする。

(助成額)

第4条 助成額は以下のとおりとする。但し、連携した助成額の合計が取得費用(本体機器及び登録費用・付属品・工賃・消費税・運用費等を除く額)を超える場合、その取得費用までを上限とする。

| | | 助成額 |
|--------------------------|--------|------------------------------|
| ●安全装置等導入促進助成金 | | |
| (1) 後方視野確認支援装置 | 1台 | 5,000円 |
| (2) 側方視野確認支援装置 | 1台 | 5,000円 |
| (3) (1)+(2)同時装着 | 1台 | 10,000円 |
| (4) 側方衝突監視警報装置 | 1台 | 5,000円 |
| (5) アルコールインターロック | 1台 | 5,000円 |
| (6) IT点呼に使用する携帯型アルコール検知器 | 1台 | 5,000円 |
| ●グリーン経営認証制度促進助成金 | | |
| (1) 新規申請 | 1社 | 5,000円 |
| (2) 更新申請 | 1社 | 5,000円 |
| ●自動点呼機器導入促進助成金 | 2台目(※) | 150,000円 (北ト協5万円・全ト協10万円) |

(※) 当該申請期間に機器を複数台導入したもののうち、1台目（北ト協助成事業で申請）とは別の機器のことをいう。

(助成金の請求)

第5条 助成金を請求する場合、北ト協が別に定める各申請様式等のほか、次の書類を添付して提出しなければならない。

- 一 Gマーク事業所認定証の写し（申請に係る事業所分）
- 二 助成対象車両の自動車検査証の写し（第2条第1項第二号及び三号の事業は不要）

(請求期限)

第6条 請求期限は、該当する北ト協助成事業と同様とする。

- 2 前項で定める期間内であっても、本事業の予算に達した場合、その時点で受付を終了するものとする。

(助成金の交付)

第7条 北ト協は、第5条に基づく助成金の請求を受けた場合、速やかにその内容を審査し条件に適合すると認めたときは、会員に対して助成金を交付する。

- 2 前項に係わり、助成金の交付を受けられなかった会員の不利益等に対する責任は、北ト協はこれを負わない。

(助成金の返還)

第8条 北ト協は、次のいずれかに該当するとき、会員に対し既に交付した助成金の全部もしくは一部の返還を命じることができる。

- 一 この要綱その他北ト協が定める事項に違反したとき
- 二 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき
- 2 前項の規定により返還を命じられた会員については、北ト協が行う助成事業すべてに係わる請求は、原則として当分の間、これを受付又は交付決定を行わない。

(その他必要な事項)

第9条 この要綱に定めるもののほか、本事業に関するその他の必要事項は、北ト協がこれを定める。

(附則) (令和5年3月24日)

第1条 本要綱は令和5年4月1日より施行する。

(令和6年3月26日)

第1条 本要綱は令和6年4月1日より施行する。